

資料2

国土利用計画(全国計画) 計画案概要

国土利用計画とは

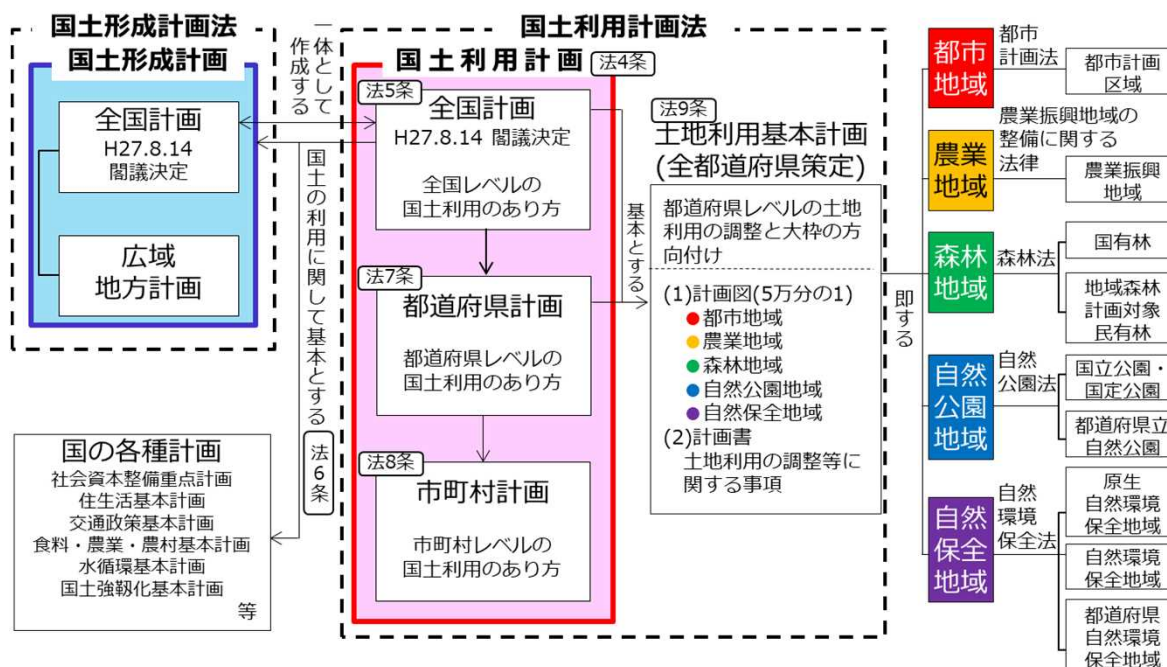
高度経済成長に伴う無秩序な開発や地価高騰等の課題を受け、昭和49年に「国土利用計画法」が成立。
国土を限られた資源と捉え、総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、その長期の方向を定める国土利用計画を策定。

【国土利用計画及び国土形成計画（全国総合開発計画）の策定時期】

	第一次計画	第二次計画	第三次計画	第四次計画	第五次計画
国土利用計画	S51.5.18	S60.12.17	H8.2.23	H20.7.4	H27.8.14
国土形成計画 (全国総合開発計画)	S52.11.4 (三全総)	S62.6.30 (四全総)	H10.3.31 (グランドデザイン)	H20.7.4 (第一次形成計画)	H27.8.14 (第二次形成計画)

国土利用計画法に基づき、以下の3点について、国土の利用に関する諸計画の体系化が図られた。

- ① 国、都道府県、市町村の各段階において相互に十分調整の取れた国土利用計画を策定。
- ② 都道府県毎に策定する土地利用基本計画を通じて、個別規制法による土地利用規制を総合調整。
- ③ 国が策定する全国計画は、国土の利用に関しては他の国の計画の基本となる。全国計画は、国土形成計画と一体のものとして定める。



1. 国土の利用に関する基本構想

◆国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

1. 人口減少・高齢化等を背景とした
国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

2. 大規模自然災害に対する
脆弱性の解消と危機への対応

3. 自然環境や景観等の悪化と
新たな目標(カーボンニュートラル、30by30等)
実現に向けた対応

1～3に
共通する課題

4. デジタルの徹底活用

5. 多様な主体の参加と
官民連携による地域課題の解決

◆国土利用の基本方針:「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」

①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理

- 土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の全国展開
- 所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- 荒廃農地の発生防止、利用
- 地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用や必要な見直し
- 重要土地等調査法に基づく調査等

②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理

- 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導
- 水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- 事前防災・事前復興の観点からの地域づくり

③健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理

- 保護地域の拡充、OECMの設定・管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成
- グリーンインフラ、Eco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決
- カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー関連施設の立地誘導

④国土利用・管理DX

- 地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化
- 効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープン化、連携促進

⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理

- 適切な利用・管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた民の力の最大限の活用など官民連携の推進
- 多様な主体の参加や連携を促進するコーディネート機能の確保

2. 国土の利用区分ごとの規模の目標

		令和2年 (万ha)	令和15年 (万ha)	構成比(%)	
				2年	15年
農地	437	414※	11.6	11.0	
森林	2,503	2,510	66.2	66.4	
原野等	31	31	0.8	0.8	
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6	
道路	142	147	3.7	3.9	
住宅地	197	198	5.2	5.2	
住宅	120	119	3.2	3.2	
工業用地	16	17	0.4	0.5	
その他の宅地	61	61	1.6	1.6	
その他	334	344	8.8	9.1	
合計	3,780	3,780	100.0	100.0	

※農地面積の数値は、食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)における令和12年の農地面積の見直しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見直しが行われた場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせ、その他(荒廃農地等)の面積の目標も変更されたものとみなす。

◆地域類型別の基本方向

- 都市**
 - 中心部や生活拠点等への都市機能や居住の集約化
 - 災害ハザードエリアの開発抑制とより安全な地域への居住誘導
- 農山漁村**
 - 農用地の保全等による活性化
- 自然維持地域**
 - 保護地域とOECMによる広域的な生態系ネットワーク化の促進

◆利用区分別の基本方向

- 農地**
 - 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
 - カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用
- 森林**
 - 健全な水循環の維持又は回復、生態系ネットワークの形成促進
- 原野等**
 - 低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進
- 道路**
 - 相互の有機的な関連性に留意
- 宅地**
 - その他

3. 必要な措置の概要

- グリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用
- 地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換
- 災害リスクの高い地域の把握、公表、規制区域の指定促進
- 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- 地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入
- 地域の状況に応じ、都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導
- 地域課題の解決に向けた市町村・地域管理構想の全国展開

市内の緑地の保全のイメージ
熱田神宮緑地保全地区(名古屋市)

地域管理構想の取組イメージ

○地域管理構想図の作成

- 積極的に維持・貴重な棚田・獣害防止のため管理が必要な森林
- 見守りなど必要最小限の管理
- 草刈りなど手のかからない方法で管理・将来の活用に備えた農地

第六次国土利用計画(全国計画)の構成

1. 国土の利用に関する基本構想

(1) 国土利用の基本方針

- ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題
- イ 国土利用の基本方針
- ウ 国土形成計画との連携
- エ 東日本大震災の被災地の土地利用

(2) 地域類型別の国土利用の基本方向

- ア 都市
- イ 農山漁村
- ウ 自然維持地域

(3) 利用区分別の国土利用の基本方向

- ア 農地
- イ 森林
- ウ 原野等
- エ 水面・河川・水路
- オ 道路
- カ 住宅地
- キ 工業用地
- ク その他の宅地
- ケ その他(公用・公共用施設の用地、低未利用土地等)
- コ 沿岸域

2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

及びその地域別の概要

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題(主な記載事項)

基本的条件の変化と課題

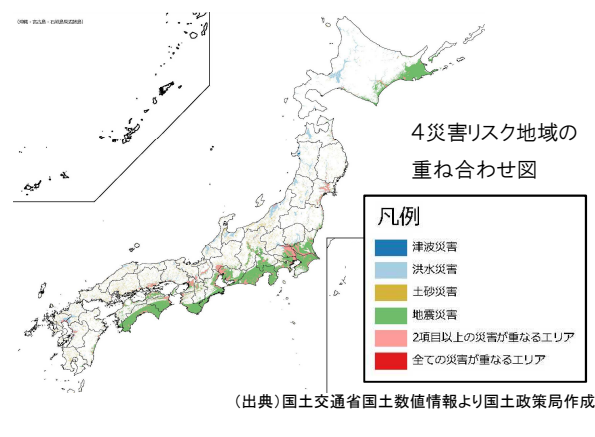
1. 国土利用・管理

- 空き地、空き家の増加など土地利用効率の低下
- 食料の海外依存リスクが高まる一方、荒廃農地の増加
- 必要な施業が行われない森林、所有者不明土地の増加 等



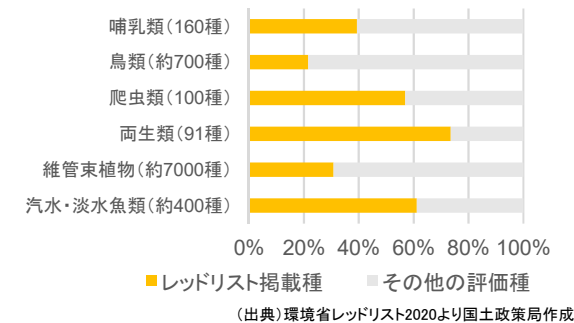
2. 安全・安心

- 気候変動の影響と風水害、土砂災害、雪害等の激甚化・頻発化
- 巨大地震の切迫、火山噴火等
- 災害リスク地域に人口が集中 等



3. 環境、景観、生物多様性

- 良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失
- エネルギー海外依存リスクが高まる中、再エネ導入が求められる一方、地域社会との共生が課題
- 2050年カーボンニュートラル、30by 30目標など国際公約の実現 等



1. 人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

2. 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

3. 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

1~3に共通する課題

4. デジタルの徹底活用

5. 多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

国土利用の基本方針(主な記載事項)

未曾有の人口減少や少子高齢化の加速等を背景とした国土の管理水準の悪化など、国土の利用・管理をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、①地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理、②土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理、③健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理とそれらに共通する④国土利用・管理DX、⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理を推進し、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指す。

■ 国土利用・管理の基本的な3つの基本方針

①地域全体の利益を実現する 最適な国土利用・管理	②土地本来の災害リスクを踏まえた 賢い国土利用・管理	③健全な生態系の確保により つながる国土利用・管理
<ul style="list-style-type: none"> ○住民の発意に基づき適正な土地の利用・管理手法を定める地域管理構想の全国展開 ○所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理の確保 ○荒廃農地の発生防止、利用 ○地域の持続性確保につながる産業集積のための土地利用転換など関連制度の弾力的活用や必要な見直し ○重要土地等調査法に基づく調査等 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進 ○災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導 ○水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全 ○事前防災・事前復興の観点からの地域づくり 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護地域の拡充、OECMの設定・管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成 ○グリーンインフラ、Eco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決 ○カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー関連施設の立地誘導 等

■ ①～③に共通する、横断的な2つの基本方針

<h3>④国土利用・管理DX</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○地理空間情報等のデジタルデータ、リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化 ○効率的・効果的な国土管理を実現するため、各主体が所有するデータのオープン化や連携を促進 等 	<h3>⑤多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な利用・管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた民の力の最大限の活用など官民連携の推進 ○多様な主体の参加や連携を促進するコーディネート機能の確保 等
---	---

地域類型別の国土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要

ア 都市

相互貢献
・連携

○中心部や生活拠点等への都市機能や居住の集約化 ○災害ハザードエリアの開発抑制とより安全な地域への居住誘導 ○所有者不明土地などの低未利用土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理の確保 ○グリーンインフラやEco-DRRとしての都市部の緑地保全 ○都市内の緑地等をOECDMとして設定・管理 等

イ 農山漁村

相互貢献
・連携

○多様な地域資源の活用を通じた雇用促進・所得向上による健全な地域社会の構築 ○中山間地域等における集落機能の維持・強化 ○農用地の保全等による活性化 ○デジタル技術も活用した鳥獣被害対策とジビエ利活用の拡大 ○森林サービス産業等による山村価値の創造 ○里地里山等のうち適切なものはOECDMとして設定・管理 等

ウ 自然維持地域

○原生的な自然地域など自然環境の適切な保全・再生、外来種や野生鳥獣による被害等の防止 ○保護地域とOECDMによる広域的な生態系ネットワーク化の促進 ○自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラの推進 ○自然とのふれあいの場としての適切な利用 等

利用区分別の国土利用の基本方向

各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の有機的な関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理が実現できるよう調整を図ることが必要

ア 農地

- 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保
- 多面的機能の適切な維持・発揮
- 農地の集積・集約化の推進
- 計画的な保全・利用等により農地の適切な利用を確保
- スマート農業による生産性の向上等

イ 森林

- 国土の保全等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- 新たな木材需要創出による国産材の利用促進
- 原生的森林生態系等の適正な保全
- カーボンニュートラルの実現に向けた森林資源の循環利用 等

ウ 原野等

- 湿原など貴重な自然環境は保全
- その他の採草放牧地などは適正に利用 等

利用区分別の国土利用の基本方向

各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の有機的な関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理が実現できるよう調整を図ることが必要

エ 水面・河川・水路

- 安全性向上や水供給のために必要な用地の確保
- 予防保全も含めた施設の維持管理を通じた既存用地の持続的な利用
- 健全な水循環の維持又は回復、生態系ネットワークの形成促進
- 生物の生息・生育・繁殖環境等の多様な機能を有する良好な水辺空間の保全・創出 等

オ 道路

- 一般道路は、地域間の対流促進、多重性・代替性確保等の観点から必要な用地を確保
- 農道及び林道は、生産性の向上並びに適正な管理のために必要な用地の確保
- 予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すとともに、施設の維持管理を通じた既存用地の持続的な利用 等

カ 住宅地

- 災害リスクの高い地域での整備を適切に制限
- 低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進
- 農地や森林等からの転換は抑制し必要な用地を確保
- 太陽光発電設備による再生可能エネルギーの導入拡大 等

キ 工業用地

- グローバル化や工場の立地動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地を確保
- 内需縮小に伴う設備の廃止が見込まれる土地の有効利用
- 工場内の緑地等に生息する希少な植物や水生生物の保全 等

ク その他の宅地

- 大規模集客施設は、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な立地を確保
- 公共施設は、地域の災害リスクに十分配慮しつつ中心部等での立地を促進し、より安全な地域への市街地の集約化を促進 等

ケ、コ その他、沿岸域

- 再生可能な荒廃農地は農地として積極的に活用
- 再生困難な農地は森林としての活用や農地以外への転換を推進
- ブルーカーボン生態系など沿岸域の有する生物多様性の確保 等

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

【面積目標の基本的な考え方】

○国土利用計画は国土の利用に関する基本的な方向性、長期的なビジョンを示すための計画であり、第一次計画策定時(昭和51年)より、土地利用の量的な総合調整の観点から、国土の利用に関する基本構想等を踏まえ、地目別の面積目標を設定している。

表 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：万ha, %)

	令和2年	令和15年	構 成 比	
			2年	15年
農 地	437	414 ^{※1}	11.6	11.0
森 林	2,503	2,510	66.2	66.4
原 野 等	31	31	0.8	0.8
水面・河川・水路	135	135	3.6	3.6
道 路	142	147	3.7	3.9
宅 地	197	198	5.2	5.2
住宅地	120	119	3.2	3.2
工業用地	16	17	0.4	0.5
その他の宅地	61	61	1.6	1.6
そ の 他	334	344	8.8	9.1
合 計	3,780	3,780	100.0	100.0

(1) 令和2年の地目別区分は、国土交通省調べによる。

(2) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

※1 農地面積については、国土の利用に関して、国土利用計画を基本とする食料・農業・農村基本計画でその見通しが示されているところ。この数値は、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）における令和12年の農地面積の見通しを暫定的に記載したものであり、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しが変更された場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。その場合、農地面積の増減に合わせ、その他（荒廃農地等）の面積の目標が変更されたものとみなす。

- 農地面積は宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあるが、食料の安定供給等の観点からも一定の面積を確保する必要がある。そこで令和2年の食料・農業・農村基本計画においては、荒廃農地の発生防止や解消を図ることにより、令和12年の農地面積の見通しを414万haとしている。
- 食料安全保障上のリスクの高まりなど農業を取り巻く情勢変化を踏まえ、現在、農林水産省において食料・農業・農村基本法の検証・見直しに向けた議論が進められていることから、農地の面積目標は食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)における令和12年の農地面積の見通しを暫定的に記載することとするが、今後、食料・農業・農村基本計画で新たに農地面積の見通しが変更された場合、その令和15年に相当する数値をもって、この目標も変更されたものとみなす。

◆農地の定義及び面積目標

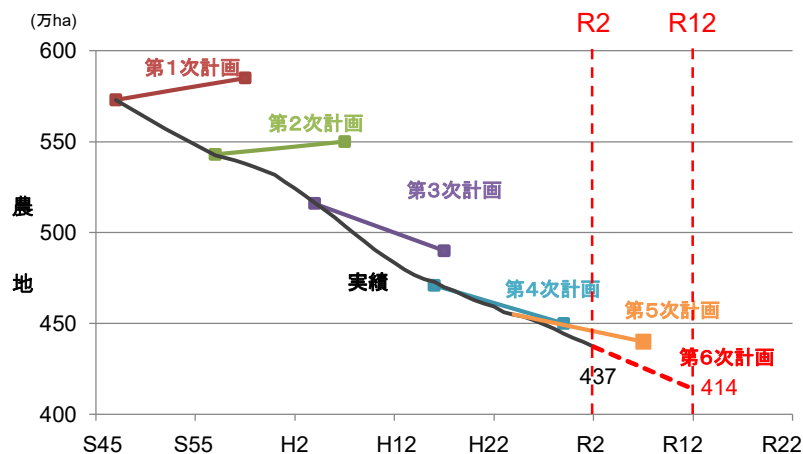
耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む

農地の面積目標

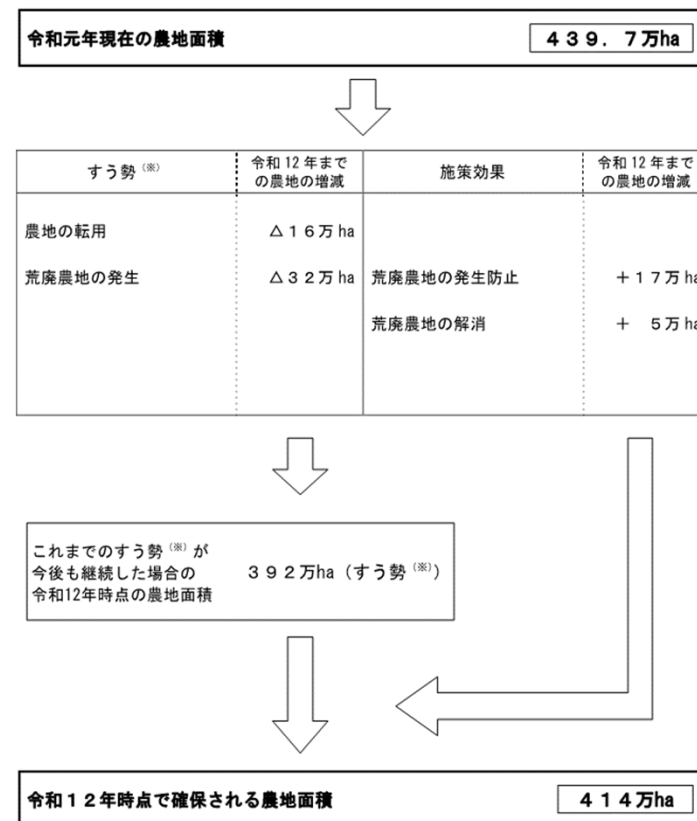
単位: 万ha

第五次計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	455	440
第六次計画	令和2年(2020)	令和12年(2030)
	437	414

◆農地面積(実績)の推移と第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



◆食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)における農地面積の見通しについて



出典:食料・農業・農村基本計画より

- 森林面積は近年横ばい傾向にあり、今後も国土の保全や水源のかん養に重要な役割を果たす森林の整備・保全を進め、一定量の森林面積を確保していく必要がある。
- 特に、現在は、戦後、植林した森林が主伐期に入っていることから、この機会を捉え、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用等を進める。これらを踏まえ、令和15年の面積目標は2,510万haとする。

◆森林の定義及び面積目標

国有林と民有林の合計。なお、林道面積は含まない

森林の面積目標

単位: 万ha

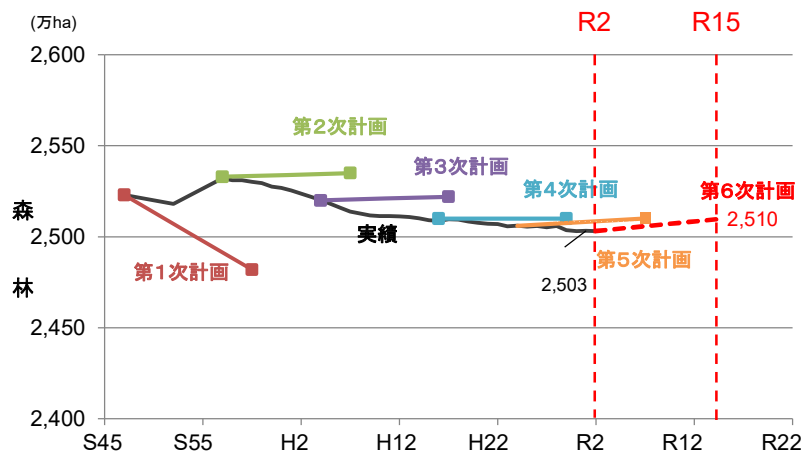
計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	第五次計画	2,506
第六次計画	令和2年(2020)	令和15年(2033)
	2,503	2,510

◆森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

	目標とする森林の状態		
	令和7年	令和12年	令和22年
森林面積(万ha)			
育成単層林	1,000	990	970
育成複層林	130	150	190
天然生林	1,370	1,360	1,340
合計	2,510	2,510	2,510

出典: 林野庁「森林・林業基本計画」(令和3年6月閣議決定)より国土政策局作成

◆森林面積(実績)の推移と第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



◆人工林の林齢別面積



出典: 林野庁「森林資源の現況」(平成29年3月31日現在)

○原野等の面積は近年横ばい傾向にあり、今後もこのトレンドで進むものと予想される。
 ○今後、開発により大きく減少する見込みが低いこと、及び原野を構成する草地などは、生態系保全の観点からも重要であり一定の保全を図る必要があること等から、令和15年の面積目標は令和2年と同程度の31万haとする。

◆原野等の定義及び面積目標 森林以外の草生地と採草放牧地の合計

原野等の面積目標 単位: 万ha

第五次計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	34	34
第六次計画	令和2年(2020)	令和15年(2033)
	31	31

◆原野等の例 ・放牧地

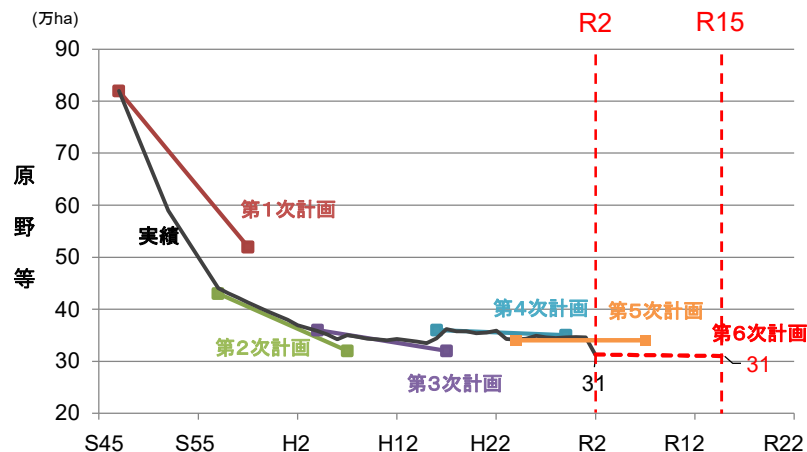


・森林以外の草生地



出典: 上) 農研機構HP、下) 北海道HPより

◆原野等面積(実績)の推移と第五次計画までの目標値 及び第六次計画目標値



- 水面の面積は近年横ばい傾向にあるが、水面のうち人造湖については、計画中のダムの整備等に伴い令和15年までに約0.1万haの増加が見込まれる。
- 河川の面積は横ばい傾向が続いており、今後も大きく変化しないと想定されるため現状維持とする。
- 水路の面積は減少傾向にあるが、引き続き農業用排水路の整備を進める必要があることから現状維持とする。
- これらを踏まえ、水面・河川・水路の令和15年の面積目標は令和2年度と同程度の135万haとする。

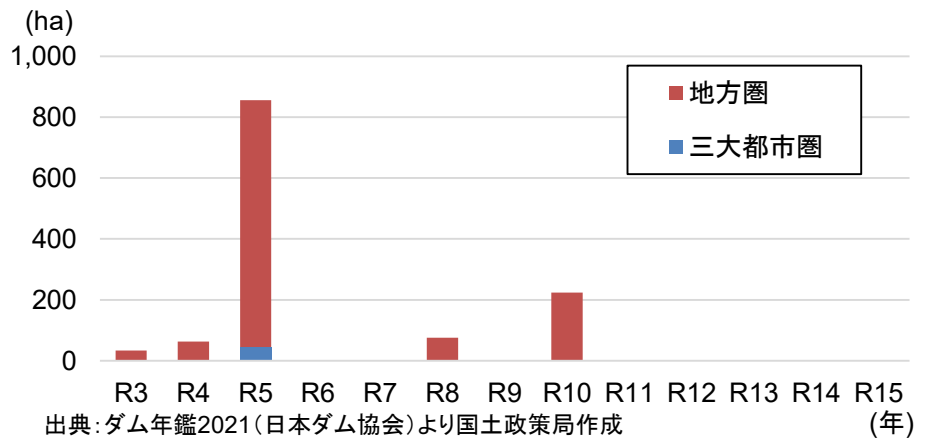
◆水面・河川・水路の定義及び面積目標

水面：湖沼及びため池の満水時の面積
 河川：一級河川、二級河川、準用河川における河川区域
 水路：農業用排水路

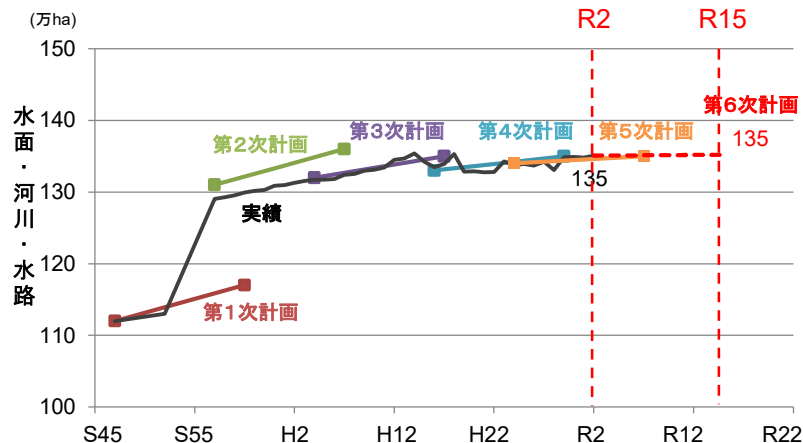
水面・河川・水路の面積目標 単位：万ha

第五次計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	134	135
第六次計画	令和2年(2020)	令和15年(2033)
	135	135

◆人造湖の面積の増加見込み



◆水面・河川・水路面積(実績)の推移と第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



◆水面・河川・水路の例
 ・渡良瀬遊水地(谷中湖)



出典：国土交通省HP

- 道路面積のうち、一般道路については一貫して増加傾向にあるが、近年、増加割合は減少している。今後も拠点となる地域間のネットワークの構築、災害時における避難や輸送等の多重性・代替性を確保する観点から、必要な整備を計画的に進める一方、人口減少に伴う市街地の集約化等を考慮し、増加割合は更に鈍化するものとする。
- 農道、林道面積については微増傾向にあり、今後も農業機械の大型化等に対応した農道の拡幅、森林の整備・保全の効率的な実施により一定量増加するものとする。
- これらを踏まえ、道路の令和15年の面積目標は147万haとする。

◆道路の定義及び面積目標

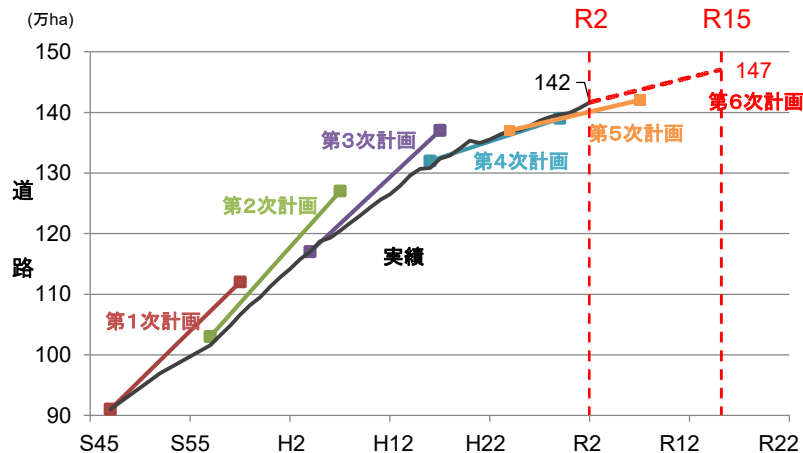
一般道路、農道及び林道の合計

道路の面積目標

単位：万ha

第五次計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	137	142
第六次計画	令和2年(2020)	令和15年(2033)
	142	147

◆道路面積(実績)の推移と第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



◆高規格幹線道路等の整備により

災害時の代替性を確保(朝日温海道路の例)



出典：国土交通省HP

◆農業機械の大型化等に対応した農道の拡幅



出典：農林水産省HP

○地域における人口減少や社会的ニーズの変化等に伴い、空き家化する家屋が増加する中で、住宅地面積は一貫して増加傾向にある一方で、総世帯数の減少が予想されていることなどを踏まえ、令和15年の面積目標は119万haとする。

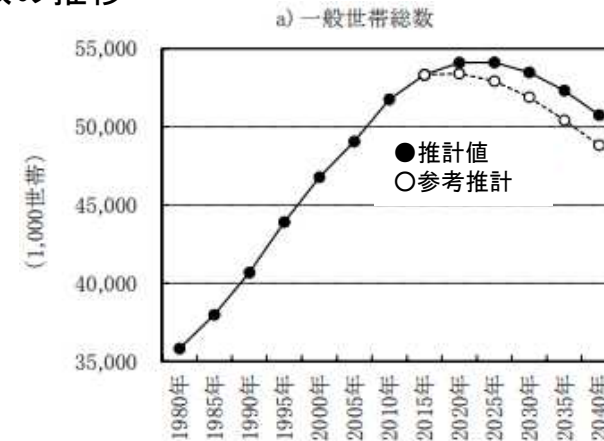
○このため、コンパクトシティの推進による都市機能や居住の集約と併せて地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを進めていくことや、空き家の発生抑制や他用途への変更を含めた利活用等の施策展開等に引き続き取り組む。

◆住宅地の定義及び面積目標 住宅地のうち住宅用地

住宅地の面積目標 単位: 万ha

第五次計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	116	116
第六次計画	令和2年(2020)	令和15年(2033)
	120	119

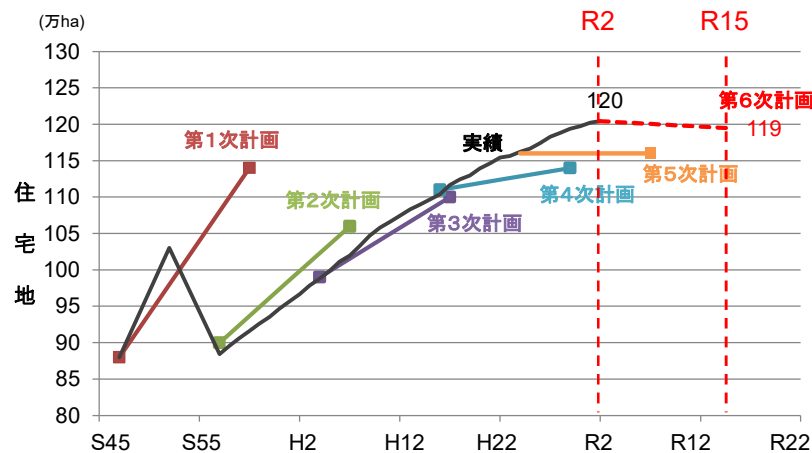
◆世帯数の推移



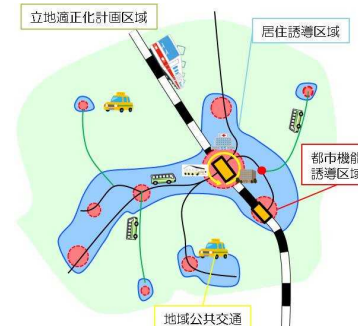
注)「参考推計」は、世帯形成行動が2015年以後変化しないと仮定したときの推計値

出典: 日本の世帯数の将来推計(2018年推計) (国立社会保障・人口問題研究所)

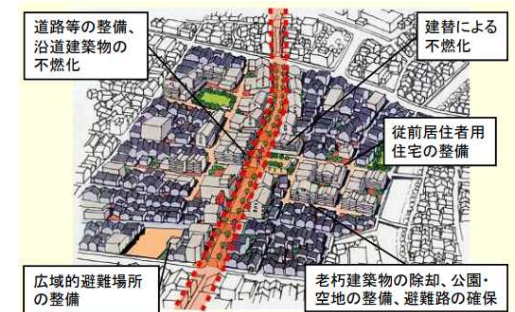
◆住宅地面積(実績)の推移と第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



◆多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ ◆密集市街地の整備改善イメージ



出典: 国土交通省ホームページ



出典: 国土交通省ホームページ

○工業用地面積については、近年増加傾向にある。そこで、そのトレンドを踏まえつつ、国内における企業立地の促進の方針等を踏まえ、令和15年の面積目標は17万haとする。

◆工業用地の定義及び面積目標 従業員4人以上の事務所の敷地

工業用地の面積目標

単位：万ha

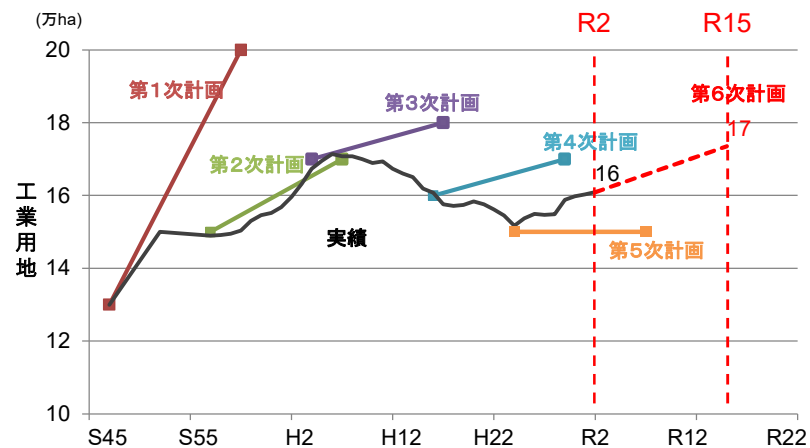
第五次計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	15	15
第六次計画	令和2年(2020)	令和15年(2033)
	16	17

◆工業用地のイメージ



出典：鳥栖市HP「新産業集積エリア鳥栖」

◆工業用地面積(実績)の推移と 第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



◆工業立地面積の推移



出典：2021年工場立地動向調査(経済産業省)

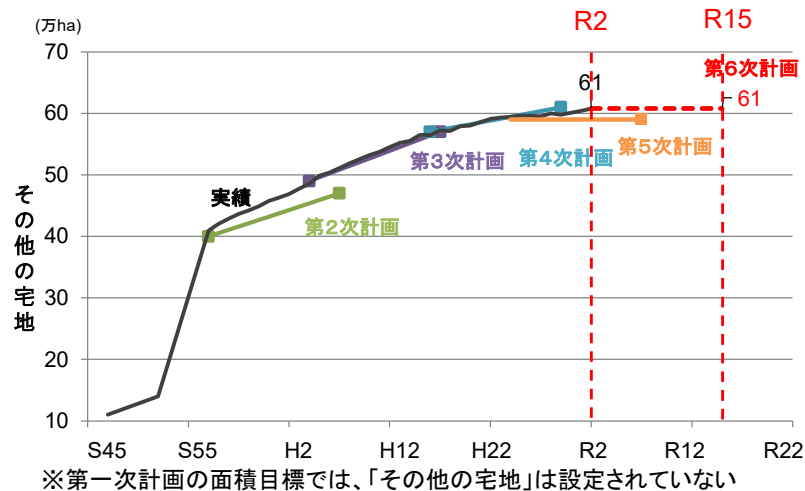
- その他の宅地は、商業業務用地、公共施設用地、別荘などの二次的住宅、建築中の住宅などが含まれ、特定の指標を用いて令和15年の面積を算出することは困難。
- その他の宅地の面積は、これまで一貫して増加してきたが、人口減少下において都市の居住や機能を集約する必要があること、また、土地利用の効率化、高度化を図る方針であることから、令和15年の面積目標は令和2年と同程度の61万haとする。

◆その他の宅地の定義及び面積目標
 宅地面積から住宅地面積と工業用地面積を差し引いたもの
 (商業業務用地や公官庁用地等)

その他の宅地の面積目標 単位: 万ha

第五次計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	59	59
第六次計画	令和2年(2020)	令和15年(2033)
	61	61

◆その他の宅地の面積(実績)の推移と
 第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



◆その他宅地の例

・商業業務用地



・公官庁用地



出典: 上、下) 国土交通省HP

○各地目の面積目標では、「森林」と「道路」の面積が増加するものの、「農地」の面積が引き続き減少する見込みであることから、それに伴い「その他」の面積は10万ha増加すると見込むが、今後、食料・農業・農村基本計画に変更があった場合、農地面積の増減に合わせ、その他(荒廃農地等)の面積の目標が変更されたものとみなす。

◆その他の定義及び数値

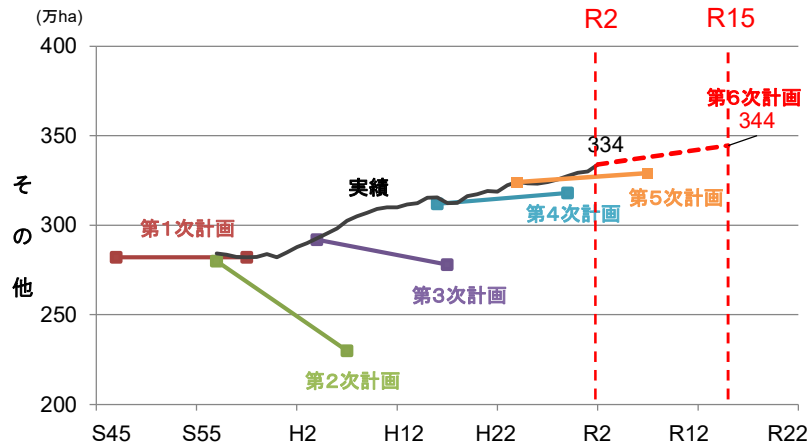
国土面積から、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いた面積
 (※) 荒廃農地、公園・緑地、ゴルフ場、空き地のうち、登記簿に雑種地として記載されているもの等が含まれる

その他の面積数値 単位: 万ha

第五次計画	平成24年(2012)	平成37年(2025)
	324	329
第六次計画	令和2年(2020)	令和15年(2033)
	334	344

◆その他面積(実績)の推移と

第五次計画までの数値及び第六次計画数値



◆その他の例

・荒廃農地



・雑種地(露天の駐車場、資材置き場等)



出典: 上) 農林水産省HPより、下) 国土交通省HPより

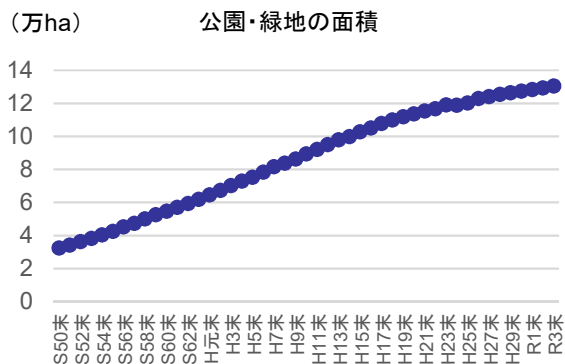
○「その他」の利用区分には、様々な土地利用が混在しており、その内訳については、データ等の制約もあり、既存の地目と重複のない形で整理することは困難ではあるが、政策的意義がある、公園・緑地、低未利用土地、荒廃農地について、概況を整理する。

◆「公園・緑地」

「都市公園等整備現況調査」における、都市公園等(住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、緩衝緑地等、国営公園など)の面積 約13万ha(令和3年度末)

<国土利用の方向性>

ネイチャーポジティブ等の観点から面積の増加と質の向上を図る



<留意事項>

○都市公園等には、河川区域が含まれている場合があることなどから、「水面・河川・水路」等との重複関係を整理することは困難である。

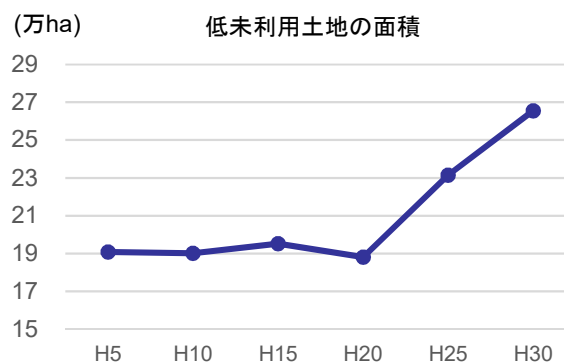
○「都市公園等整備現況調査」の都市公園等は、国土に分布する全ての公園・緑地を把握しているものではない。

◆「低未利用土地」

「土地基本調査」における、法人及び世帯の「低・未利用地」(空き地、駐車場、資材置き場など)の面積 約27万ha(平成30年)

<国土利用の方向性>

国土の有効利用の観点から現状からの面積の伸びを鈍化させる



<留意事項>

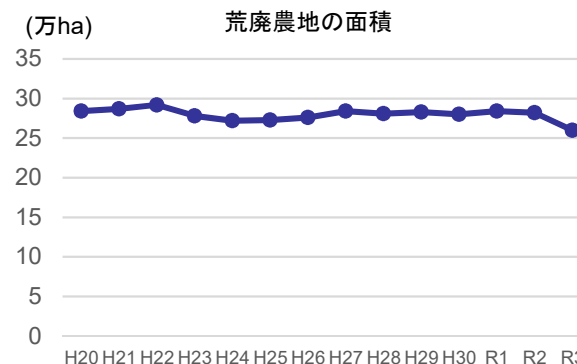
○低未利用土地の面積のうち、空き地には原野等が含まれていることから、「原野等」との重複関係を整理することは困難である。

◆「荒廃農地」

「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」における、荒廃農地の面積 約26万ha(令和3年度)

<国土利用の方向性>

国土の有効利用の観点から面積を減少させる



<留意事項>

○荒廃農地面積の減少分には、農地として再利用されたもの以外にも、非農地扱いされたことにより減少したのも一部含まれるため、面積の減少によって、国土の有効利用が実現しているのかどうか解釈が難しい場合もある。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

- 土地利用の計画的な調整を通じた適正な土地利用の確保と国土資源の適切な管理
- 土地利用基本計画による土地利用の総合調整、国による地方公共団体に対する支援の充実

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

- 低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用
- グリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用
- 地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換

(3) 国土の保全と安全性の確保

- 治水施設や砂防関係施設等の整備を通じたより安全な国土利用への誘導
- 災害リスクの高い地域の把握、公表、土地利用制限を行う規制区域の指定促進

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- 原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制や保全活動等による厳正な保全
- 二次的自然については、生物多様性の保全が図られている区域の認定等を通じた自然環境の維持・形成

- 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- 自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環の実現
- 地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など、環境負荷の小さな土地利用を推進
- 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出

(5) 持続可能な国土管理

- 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導
- 食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、国土保全等の多面的機能の適切な発揮
- 森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮

(6) 多様な主体による国土利用・管理の推進

- 人口減少下における地域課題の解決に向けて、農地をはじめとする土地の管理方法の転換等を図る市町村管理構想や地域管理構想の取組の全国展開

(7) 国土に関する調査の推進

- 国土に関する基礎的な調査の推進と総合的な利用

(8) 計画の効果的な推進

- 国土利用・管理をとりまく状況や変化、分析を通じた計画推進上の課題の把握